

## 北朝鮮船籍タンカー「SAEBYOL（セビョル）号」と船籍不明の小型船舶による 洋上での物資の積替えの疑い（平成31年3月2日）

### 1. 事案の概要

平成31年3月2日（土）未明、北朝鮮船籍タンカー「SAEBYOL（セビョル）号」（IMO番号：8916293）と船籍不明の小型船舶が東シナ海の公海上（上海の南約390kmの沖合）で接舷（横付け）していることを海上自衛隊第1海上補給隊所属の補給艦「おうみ」（佐世保）が確認しました。

両船舶は、夜間において接舷（横付け）した上で照明を点灯し、蛇管（ホース）を接続していたことから、何らかの作業に従事していた可能性があり、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われます。

なお、北朝鮮船籍タンカー「SAEBYOL（セビョル）号」は、平成28年3月に国連安全保障理事会により資産凍結の対象とされた船舶です。



（写真①）：接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「SAEBYOL（セビョル）号」と船籍不明の小型船舶。3月2日0時40分頃撮影）



(写真②)：「SAEBYOL (セビョル) 号」。3月1日11時30分頃撮影)

## 2. 我が国としての対応

我が国としては、本事案について、国連安保理北朝鮮制裁委員会（専門家パネル）に通報するとともに、関係国と情報共有を行っています。

(参考)

本件事案は我が国が公表したのものとして11件目（「瀬取り」実施が疑われる回数としては12回目）。